

【就労系サービス】令和7年当初の訓練等給付費算定に係る 体制等に関する届出書(加算届)の取扱いについて

加算届の提出については、毎月15日までに提出いただいた場合、翌月から算定開始ですが、以下の加算については、3月末までの実績が必要であるため、別途期限を設定します。

提出期限：4月15日(火)まで(5月請求より届出に応じた報酬単価で算定)

4月16日(水)～30日(水)までに提出の場合、以下の加算のうち福祉・介護職員等処遇改善加算以外の加算に関しては、4月から届出に応じた報酬単価で算定しますが、国保連データへの反映が5月以降となるため、4月報酬算定分については、6月請求でお願いいたします。

※この取り扱いは4月のみであり、5月1日算定分は通常どおり4月15日まで、以降の月も同様に、前月の15日までにご提出いただいた場合に翌月から算定します。

※提出先は通常通り、所管の健康福祉事務所へお願いいたします。

1. 共通

① 加算届は、全て様式第5号(介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書)、別紙1(介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表)に加えて、()内の様式も併せて提出をお願いします。

② 基本報酬の区分変更は原則4月のみ受理します。

就労移行：就労定着率区分(就：別紙9)
就労A型：評価点区分(就：別紙10)
就労B型：平均工賃区分(就：別紙13)
就労定着：就労定着率区分(就：別紙14)

※経過措置期間が終了する事業所についても提出漏れがないようお願いいたします。

※就労継続支援A型の評価点は、県への提出が不要な場合でも、令和6年度の評価点をインターネット等で公表してください。

③ 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得に係る令和7年度処遇改善計画書については、上記同様、4月15日(火)までに提出分を4月から算定(5月請求可)とします。

※4月16日(水)～4月30日(水)に提出→通常どおり6月から算定

④ 業務継続計画未策定減算等の各減算についても該当する場合は、適切に届出ください。

2. 各サービス

就労移行支援

移行準備支援体制加算(就：別紙30)

高次脳機能障害者支援体制加算(就：別紙46、参考様式1)、視覚・聴覚等支援体制加算(就：別紙2、参考様式1,2)

就労継続支援A型

重度障害者支援体制加算(就：別紙4)、就労移行支援体制加算(就：別紙16)

高次脳機能障害者支援体制加算(就：別紙46、参考様式1)、視覚・聴覚等支援体制加算(就：別紙2、参考様式1,2)

就労継続支援B型

目標工賃達成加算(参考様式1、別紙57)※昨年度に算定している場合でも、令和7年度に算定する際は必ず提出

重度障害者支援体制加算(就：別紙4)、就労移行支援体制加算(就：別紙12)

高次脳機能障害者支援体制加算(就：別紙46、参考様式1)、視覚・聴覚等支援体制加算(就：別紙2、参考様式1,2)

就労定着支援

就労定着実績体制加算(別紙15)